

平成12年7月6日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 林 道晴

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、専門訴訟事件の処理に関する取組等については、これまで1月26日付け及び2月25日付けの当職各書簡によりその時点における状況をお知らせしております。このうち、1月26日付けの書簡で紹介したとおり、建築関係訴訟に関しては、現在、当局と社団法人日本建築学会(以下「学会」という。)との間で意見交換を行っており、その成果として、とりあえず事件数の多い東京、大阪及び横浜の地方裁判所について、民事調停委員候補者として学識経験者及び建築士の資格を有する者の推薦を受け、4月1日付けで任命に至っております。また、5月19日付け最高裁民一第266号民事局長依命通達「鑑定人等協議会の開催について」のとおり、本年の鑑定人等協議会では建築関係事件における円滑な鑑定の実施等をテーマとして協議していただくことになっておりますが、この協議会に参加する建築士等の選定に際し必要があれば、学会支部の協力を得ることができることになっております。当局としては、今後も学会との間で意見交換を継続し、鑑定人候補者の推薦等建築関係訴訟の適正、迅速な審理に必要な協力を得られる恒久的な協力関係を構築することを目指しています。

ところで、学会との意見交換において、近時、裁判所から学会の本部又は支部に対し、直接鑑定人候補者の推薦を依頼する例が増えているとの指摘がありました。建築関係訴訟においては、鑑定人の確保が困難な実情にあると思われませんが、前記のように鑑定人候補者の推薦をもテーマとして学会との意見交換が行われているところでもあり、各裁判所が直接個別に推薦依頼を行うのではなく、当局がこのような依頼を行う裁判所側の窓口となり、一定のルールに従って鑑定事項や資料として必要な添付書類等を整理し、各裁判所の依頼を取りまとめて学会に協力を依頼することとする方が、学会から円滑に鑑定人候補者の推薦等を受けられると考えられます。

そこで、当面の間、建築関係事件について鑑定人等となるべき専門家を確保する必要がある

場合に、当該事件の係属する裁判所において適当な専門家を確保することができず、学会に推薦依頼等を行う必要があるときには、別紙の記載例の形式に基づいて作成したファイル（一太郎形式による。ただし、争点整理表等をエクセル等で作成している場合は、そのファイルも添付する。）を添付して、当局第二課民事訴訟係亀田順之あて(Yoriyuki Kameda/COURT/JP)にJ・NETによる電子メールにより連絡していただき、当局においてこれを取りまとめた上で学会に協力依頼をしていきたいと思いをします。

つきましては、民事事件を担当する各裁判官の理解と協力を頂きたく、このような取扱い及びその趣旨について周知していただきますよう御配慮ください。

なお、この取扱いは、適切な鑑定人を得る恒久的なシステムが構築されるまでの暫定的なものであることに御留意ください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

敬具

(別紙)

【記載例】

担当裁判所	東京地方裁判所裁判官 隼 一郎
事件の表示	東京地裁平成12年(ワ)99999号 請負代金請求事件
当事者	(原告)有限会社霞が関工務店 (被告)西天満二郎
事案の概要	原告と被告は、平成11年11月11日、東京都新宿区高田馬場所在の被告所有の居宅の改装工事(ピアノ室の設置等)につき請負代金2000万円の請負契約を締結した。原告は、同年12月1日、この契約に基づき着工し、平成12年1月23日に工事を完了し、同年2月2日に引き渡した。被告は、この間、本件契約の請負代金のうち合計1800万円を順次原告に支払った。 原告は、本契約に基づく請負残代金200万円の支払を求めている。 これに対し、被告は、本件改装工事後ピアノ室の隣のキッチンで水漏れが頻繁に発生するようになったのは施工上のミスによるものであり、また、ピアノ室の遮音性能も約定の程度に達していないなどと、本件改装工事の瑕疵を主張し、残代金の支払を拒絶するとともに、その修補を請求している。
争点	・施工上のミスの有無(別添争点整理表※省略参照)及び水漏れとの因果関係 ・本件ピアノ室の遮音性能が約定の程度に達しているか否か
鑑定事項	・被告が主張する瑕疵は本件改装工事により生じたものか ・本件ピアノ室の遮音性能の程度
推薦に当たっての希望	施工、音響を専門とする鑑定人候補者を推薦していただきたい。
その他参考となる事項	争点整理中(訴状及び答弁書が提出された段階で、当事者双方も争点整理の早期から鑑定人の関与を望んでいる。) 審理に2回程度(1回1時間程度)立ち会っていただく必要がある。

#### 【留意事項】

1. 事案の概要具体的かつ分かりやすいように配慮する。

事案が複雑であるなど、特に多くの説明を要する場合は、事案の概要書を添付する(形式については、判例タイムズ1018号29ページ及び30ページ参照)。

2. 争点

箇条書きにするなど、具体的かつ分かりやすいように配慮する。

争点が多岐にわたる場合は、争点整理表及び瑕疵一覧表を添付する(形式については、前掲判タ24ページから27ページまで参照)。

争点整理未了の場合は、当事者の主張を整理して記載する。当事者の主張が多岐にわたる場合は、主張整理メモ等(形式は争点整理表と同様とする。)を添付する。

### 3. 鑑定事項

箇条書きにするなど、具体的かつ分かりやすいように配慮する。

争点整理未了等により正式な鑑定事項が決定していない場合は、当事者の希望など暫定的なものでも構わないので、その旨明示して記載する。

### 4. 推薦に当たっての希望

専門分野(構造,意匠,設備,材料,設計,施工等)等の点で鑑定人候補者について希望があれば、その旨記載する。

### 5. その他参考となる事項

従前の訴訟経過(争点整理中,争点整理終了等),今後の進行予定,鑑定人の審理への立会いの要否等が考えられる。